

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会広告事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会（以下「協会」という。）広告事業実施要綱第4条第2項に規定する広告掲載の範囲等に関する基準及び広告事業実施にあたっての必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2 協会の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3 屋外広告の内容及びデザインについては、当該広告を掲載する地域の環境に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものであってはならない。
なお、この要領に定める屋外広告とは、福岡市屋外広告物条例第5条に定める許可を要するものをいう。

(広告内容の承認)

- 第4 協会との契約により広告掲載をしようとする者（以下「広告主」という。）は、その掲載する広告の内容について、あらかじめ、理事長の承認を受けるものとする(様式1参照)。
- 前項の規定による承認を受けようとする広告主は、必要な手続き等について広告代理業を営む者、広告看板等の制作者及びこれらに類する者（以下「広告取扱業者」という。）に代行させることができる。
 - 当該広告媒体を所管する所属長は、承認を行うに際して、広告内容や仕様の変更を指示し、又は広告掲載の方法、日程など、必要な条件を付することができる。
 - 広告主及び広告取扱業者（以下「広告事業者」という。）は、承認を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告事業者の責務等)

- 第5 広告事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
 - 広告の内容等が第三者の権利を侵害する又は不利益を与えるものでないこと。
 - 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了し、不適正な処理が行われていないこと。
 - 広告の内容等が承認等に基づく指示、条件に適合したものであること。
- 2 広告事業者は、広告の掲載期間が終了したときは、当該施設を所管する所属長の指示に従い、広告を撤去するとともに広告媒体を原状に復しなければならない。

- 3 広告の作成及び取り付け並びに撤去に要する経費は、広告事業者の負担とする。
- 4 広告の破損、汚れ等、その修復に要する経費は、広告事業者の負担とする。
- 5 広告事業者は、第1項各号に掲げる事項に関すること及びネット広告（協会が管理するホームページ）ではリンク先のページの内容も含んだ一切の事項に起因すること等により、第三者からの苦情、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任及び負担においてこれらを解決しなければならない。

（広告掲載料）

- 第6 広告掲載料については、原則として、類似した広告の掲載等に係る市場価格や他の契約事例、広告代理店の意見等を勘案し、所管する所属長が定める。
- 2 広告事業者は、所属長が指定する期日までに、協会が発行する納入通知書等により、広告掲載料を納入しなければならない。

（広告掲載に係る契約の解除及び承認の取り消し）

- 第7 次の各号に該当する場合は、第4の規定による広告掲載の承認を取り消すことができる。
- （1） 広告事業者が第4第3項及び第4項の規定による条件等に従わないとき。
 - （2） 第6第2項に定める指定期日までに広告掲載料の納入がなかったとき。
 - （3） 広告事業者が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたときや、倒産等により広告を掲載する必要が無くなったときなど、特に必要があると理事長が認めるとき。

（広告掲載料の還付）

- 第8 納入済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、広告事業者の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかった場合は、この限りではない。

（広告物の撤去）

- 第9 広告媒体を所管する所属長は、次のいずれかに該当するときは、承認の条件で定めるところにより、自ら広告物の撤去、削除等を行うことができる。
- （1） 広告事業者が広告掲載の期間満了後においても、第5第2項に定める広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
 - （2） 第7規定により広告掲載に係る承認を取り消された広告事業者が広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
 - （3） 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。
- 2 前項の広告物の撤去、削除等に要する費用は、広告事業者の負担とする。

（広告全般に関する掲載基準）

- 第10 次の各号のいずれかに該当する広告（ネット広告に関しては、協会が管理する媒体に掲載する広告だけでなく、当該広告が指定するリンク先のページも含む。）は掲載しない。

- (1) 法律等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品、その他掲載することが不適当と認められるもの
 - (2) 他をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 不当な差別、人権侵害、名誉毀損又はそのおそれがあるもの
 - (4) 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、肖像権、著作権等を侵害しているもの又はそのおそれがあるもの
 - (5) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの
 - (6) 政党、政治団体等、政治活動に関するもの
 - (7) 宗教団体による布教推進に類するもの
 - (8) 非科学的又は迷信や占いに類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるもの又はそのおそれがあるもの
 - (9) 国内世論が大きく分かれるもの
 - (10) 個人及び団体等の意見広告及び名刺広告
 - (11) 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告であって、理事長不適当であると認めるもの
 - (12) 責任の所在及び内容や目的が不明確な広告
 - (13) 供給量や期間等が著しく限定されているにもかかわらず、その内容が明瞭に記載されていないなどの「おとり広告」
 - (14) デザインや色彩等が著しく紙面（ネット広告の場合は、媒体のページ）等の調和を損なうと認められる広告
 - (15) 協会の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの又はそのおそれがあるもの
 - (16) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると理事長が認める広告
- 2 前項の掲載基準に定めるもののほか、掲載基準に必要なものは、「福岡市広告事業実施要領」を準用するものとする。

(実施時期)

第11 この基準は、平成19年4月1日から施行する。

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会
 広告掲載承認願兼検査調書

年 月 日

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会
 理 事 長 様

住所
 氏名

印

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会広告掲載について下記のとおり承認
 願います。

記

1. 掲載日 年 月 日
2. 掲載箇所
3. 広告掲載者及び広告内容 別添のとおり

契約のとおりので広告と認めます。

年 月 日

課 長	係 長	係 員

備考

- 1.
- 2.
- 3.

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会
広告掲載内容確認報告書

年 月 日

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会
理 事 長 様

住所

氏名

公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会への広告に関する掲載内容について
下記のとおり確認のうえ了承を得ましたので報告します。

記

1. 掲載日 年 月 日
2. 広告掲載者及び広告内容 (別添のとおり)
3. 掲載内容確認項目
4. 確認内容及び結果
5. 確認相手方及び連絡先

TEL :

